

## 神奈川県賃金アップ支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人件費の上昇や物価高騰などによりコスト負担が重くなる中、賃上げに積極的に取り組む事業者を支援し、労働者の賃上げを図ることで、県内中小企業等の賃上げに向けた機運を醸成することを目的として、予算の範囲内において、県内事業所に勤務する労働者の賃金につき一定額以上の引上げを行う事業者を対象に、神奈川県賃金アップ支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「事業者」とは、県内に事業所を有する中小企業者等をいい、その範囲については別に定める。
- (2) 「事業所」とは、次に掲げるものすべてに該当する所をいう。
  - ア 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること
  - イ 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること
- (3) 「労働者」とは、事業者が交付申請日時点で雇用している者のうち、県内事業所に勤務する雇用保険被保険者又はこれに準ずる者であり、かつ、引上げ前の1時間当たりの賃金が1,500円未満の者をいう。なお、これに準ずる者の範囲については別に定める。
- (4) 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第134号）第4条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。
- (5) 「適用日」とは、賃金の引上げの効力が発生する日をいう。

### (適用日)

第3条 支援金の交付対象となる賃金の引上げの適用日は、令和8年4月1日から同年9月30日までの期間に属する日とする。

### (交付対象となる賃金の引上げ額等)

第4条 支援金の交付対象となる労働者の賃金の引上げ額及び労働者一人当たりの交付額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請区分1  
労働者の1時間当たりの賃金の引上げ額が50円以上の場合、労働者一人当たり5万円
- (2) 申請区分2  
労働者の1時間当たりの賃金の引上げ額が100円以上の場合、労働者一人当たり10万円

### (支援金の交付額の算出方法等)

第5条 支援金の交付額は、前条に掲げる金額に前2条に規定する賃金の引上げに適

合する労働者数を乗じて得た額とする。ただし、事業者が支援金の交付申請を行うに当たっては、個々の労働者の賃金の引上げ額が相違する場合にあっても、事業者は、前条第1号又は第2号のいずれかの申請区分を選択しなければならない。

- 2 支援金の交付対象となる労働者数及び支援金の交付額の上限は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第6条 交付申請をしようとする事業者は、第3条及び第4条に掲げる賃金の引上げを行った上で、「神奈川県賃金アップ支援金交付申請書兼請求書(様式1)」に次の書類を添えて、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表(様式2)
- (2) 支援金振込口座(様式3)
- (3) 事業者が、法人の場合にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人事業者の場合にあつては本人確認書類の写し
- (4) 県税の未納がないことを証する納税証明書
- (5) 支援金の交付対象となる各労働者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
- (6) 支援金の交付対象となる各労働者の賃金台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

- 2 事業者は、複数回に分けて前項の交付申請を行うことはできない。

(交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定による申請書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で交付を決定したときは、口座振込により支援金を交付する。

- 2 知事は、前項の規定により交付を決定した額が前条第1項の交付申請の申請額と相違する場合には、「神奈川県賃金アップ支援金に係る支給決定通知書(様式4)」により、事業者に対し通知するものとする。

(暴力団排除)

第8条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、事業者が次の各号に該当する場合は、支援金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

- 2 知事は、事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報(神奈川県警察本部長に提供するとき、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする)を提供するとき、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、事業者が第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(調査等)

第9条 知事は、支援金の交付に関して、必要があると認めるときは、事業者に対して関係書類の提出を求め、かつ、事情聴取又は立入検査等（以下「調査等」という。）を行うことができる。

2 事業者は、前項に定める知事の調査等に協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた場合

(3) 事業者が、正当な理由なく、前条第1項の調査等を拒み、適正な支援金の交付に関し必要な確認をすることができなくなった場合、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定は、第7条第1項の規定に基づく支援金の交付があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項又は前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を付して支援金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

5 第3項の支援金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の整備)

第11条 支援金の交付を受けた事業者は、支援金の交付対象となった賃上げの事実を証明するすべての書類を整備、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する書類は、支援金の交付を受けた日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別表

各申請区分における労働者数及び支援金の交付額の上限

区分 (1時間当たりの 賃金の引上げ額)	労働者数	支援金の交付額
申請区分1 (50円以上)	50人 ただし、県内に複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、300人	250万円 ただし、県内に複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、1,500万円
申請区分2 (100円以上)	50人 ただし、県内に複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、300人	500万円 ただし、県内に複数の事業所を有する事業者は、各事業所の交付対象従業員が50名を超えない範囲で合算することを条件に、3,000万円

様式 1

神奈川県賃金アップ支援金交付申請書兼請求書

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号	
事業者の所在地	
事業者の名称	
代表者職	
氏名	

神奈川県賃金アップ支援金について、交付要綱第6条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請区分 (※ プルダウンより選択)

--

2 交付申請額 金 円

(支援金の交付対象となる労働者について)

	労働者の給与体系	労働者数	各労働者の1時間当たりの賃上げ額の総計
(1)	月給制		
(2)	時間給制		
(3)	その他		
	合計	人	円

3 事業者の概要 (※ 「主たる業種」をプルダウンより選択)

法人番号 (法人のみ)										
主たる業種										
主な事業内容										
資本金の額又は出資の総額										
常時雇用する従業員数		人	内訳	男性		人	女性		人	
交付対象となる労働者が勤務する事業所の数				事業所						
適用日 (賃金の引上げの効力が発生した日)			令和		年		月			日
給与の締日		毎月		日	給与の支払日		当月			日

4 申請に関する担当者・連絡先

所属部署名	
職	
(フリガナ)	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	

5 同意・誓約事項

にレ点を記入してください。

<input type="checkbox"/> 過去に本支援金の申請は行っていません。また、今後追加の申請は行いません。
---

**(留意事項)**

複数回に分けて交付申請を行うことはできません(神奈川県貸金アップ支援金交付要綱第6条第2項)。

申請は1事業者につき1回限りとなりますので、申請を行う前に、申請内容等について、再度御確認等いただくようお願いします。

<input type="checkbox"/> 申請書類の内容は事実と相違なく、偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたことが発覚した場合は、速やかに支援金を返還するとともに、加算金等を支払います。
---

<input type="checkbox"/> 県に提出する書類については、県の今後の施策検討における内部資料として利用される場合があることに同意します。
--

【以下、神奈川県が先行実施する3事業「神奈川県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業交付金」、「神奈川県障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金」及び「令和8年度神奈川県医療機関等賃上・物価支援金」(以下、「他交付金等事業」という。)のいずれかを申請した事業者のみが対象となります。】

<input type="checkbox"/> 上記、他交付金等事業及び他行政機関が重点支援交付金を財源に実施する支援施策等と、本支援金の使途に重複はありません。
--

様式2

役員等氏名一覧表

法人半角カナ	法人漢字	法人住所	役職名	氏名		生年月日 (数字半角2桁)				性別	住所
				半角カナ	漢字	元号	年	月	日		

上記に記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

令和 年 月 日 現在

事業者名称

代表者職・氏名

### 支援金振込口座

※ 事業者(申請者)名義の口座に限る。

金融機関名			支店名			預金種別	口座番号	口座名義 (半角カナ)
		銀行 信金 信組 農協			本店 支店 本所 支所 出張所	普通 当座	(右詰めで記入)	(通帳の表記に合わせてください)
金融機関 コード			支店 コード					

ゆうちょ銀行の場合	通帳記号	通帳番号	口座名義 (半角カナ)
	6桁目がある場合 「※」欄に記入	(右詰めで記入)	(通帳の表記に合わせてください)
貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載の記号・番号を記入して下さい。			

様式4

産総第 号  
令和 年 月 日

様

神奈川県知事  
( 公 印 省 略 )

神奈川県賃金アップ支援金に係る支給決定通知書

令和 年 月 日付け、神奈川県賃金アップ支援金交付申請書兼請求書（様式1）により交付申請のあった神奈川県賃金アップ支援金については、交付要綱第7条第1項の規定に基づき、審査を実施し、交付を決定した額が、上記様式1に記載された交付申請額と相違することから、交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

交付申請額	円
支給決定額	円

問合せ先  
産業労働局労働部雇用労政課  
労政グループ  
電話